平成21年3月31日訓第18号

改正 平成27年9月18日訓第74号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農林水産業者自らの創意工夫並びに消費者との連携及び 協働による多様な取組により、新たな農林水産業ビジネスの創出、地産地消 の推進、市民農園の整備及び要活用農地の復元を図り、もって本市における 地域農林水産業の一層の振興を図るため、津市補助金等交付規則(平成18 年津市規則第44号以下「規則」という。)の規定に基づき補助金を交付す ることに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的等)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)、交付限度額及び交付の対象となる者は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限等)

第3条 規則第3条第1項の別に定める期日及び同項第4号の市長が必要と認める書類については、別に定める。

(実績の報告)

第4条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、 補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の 決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までにこれを行わなけれ ばならない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この訓は、平成21年4月1日から施行する

附 則(平成27年9月18日訓第74号)

この訓は、平成27年10月1日から施行する。

別表(第2条関係)

補助金の名称	補助金の交付目的	補助事業	交付対象経費	交付限度額	交付の対象となる者
1 新規農林	農林水産業者自らの	新規農林	試作品の生産、研究経費	交付対象経費の2分	本市の区域内に住所
水産業ビジ	創意工夫による新た	水産業ビ	新たな機械施設の導入費	の1に相当する額	を有する認定農業
ネスチャレ	なニーズの創出・ビ	ジネスチ	調査費・謝金等	(年間50万円を限	者、営農組織、農業
ンジ支援事	ジネス化に向けた多	ャレンジ	その他市長が特に必要と認	度額とし、かつ3年	法人、林水産業振興
業補助金	様な取組を支援	支援事業	めた経費	間で100万円を限	の目的で設置された
				度額とする。)	団体等及び市長が適
					当と認める団体
2 地產地消	農林水産業者と消費	地產地消	ワークショップの開催経費	交付対象経費の2分	本市の区域内に住所
推進事業補	者等が連携及び協働	推進事業	直売所の改善・PR経費	の1に相当する額	を有する認定農業
助金	した地産地消を推進		調査費・謝金等	(20万円を限度額	者、営農組織、農業
	する取組を支援		その他市長が特に必要と認	とする。)	法人、林水産業振興
			めた経費		の目的で設置された
					団体等及び市長が適
					当と認める団体
3 市民農園	市民が気楽に農業を	市民農園	ワークショップの開催経費	交付対象経費の2分	本市の区域内に存す
等整備事業	体験できる市民農園	等整備事	農園で使用する農具等の購	の1に相当する額	る農地に市民農園を
補助金	の開設を促進する取	業	入費	(10万円を限度額	開設する本市の区域
	組を支援		区画の境界及び表示板等の	とする。)	内に住所を有する農
			設置費		業従事者及び市長が
			その他市長が特に必要と認		適当と認める団体
			めた経費		
4 要活用農	本市の区域内に存す	要活用農	ワークショップの開催経費	交付対象経費に相当	優良農地に復元を行
地復元事業	る要活用農地等を優	地復元事	農地の復元に要する経費	する額(10a当たり	う本市の区域内に住
補助金	良農地に復元し、担	業	作業道・用排水施設等の補修	5万円を限度とす	所を有する農業従事
	い手等に利用集積す		費	る。)	者及び市長が適当と
	る取組を支援		その他市長が特に必要と認		認める団体で、当該
			めた経費		農地で営農を行うも
					の